

## 2. アンケート結果から見えるひとり親家庭等の現状と課題

### (1) 貧困の連鎖の根絶に向けた支援

アンケート調査結果では、子どもに関する困りごとのうち、母子家庭では、「教育・進学(経済的理由)」が約60%、同じく「教育・進学(その他)」が約25%、父子家庭では、「教育・進学(経済的理由)」が約58%となっており、就労と子育てを行う母子・父子家庭にとって、経済的な理由により子ども達が、高校・大学などへの進学に対し制約を受けている可能性が高いと考えられます。

親の経済的理由で、子どもが進学できなかつたり、将来の自立に向けた取り組みが制約されることがあってはなりません。

ひとり親家庭だけが対象ではありませんが、就学に対する経済的な支援として国が実施している就学援助では、平成26年度には小学生で10.3%、中学生で16.7%の家庭が援助を受けるなど、非常に深刻な状況となっています。また、市単独施策である高校生などを対象とした奨学資金の貸与でも、奨学資金で28人、入学準備資金で14人の利用がありました。交通遺児奨学金の給与も、小学生5人、中学生4人、高校生5人に対して実施しています。

このように、ひとり親家庭において、一番の困りごとである「家計の苦しさ」と、子どものことで最も困っている「教育・進学(経済的理由)」から見えるように、親の収入の低さが、子の進学等への障壁となっていることが解ります。

また、教育的な支援としては平成26年度までは不登校または不登校傾向にある児童・生徒を対象としていた学生サポーターによる学習支援事業を、平成27年度からひとり親家庭の子どもにも対象を広げ、子どもに直接届く支援の充実へと拡充しましたが、現状のひとり親家庭の状況を踏まえると更なる施策展開が必要です。

その際、ひとり親家庭における経済的理由による「教育・進学」の制約が、安定した就労を妨げ、経済的な困窮に陥る、いわゆる貧困の連鎖を断ち切ることができる施策として構築する必要があります。

### (2) 子育て支援

様々な理由でひとり親となり、日々の生活や子育てに追われる上、就労により家計も支えなければならない環境へと移り変わることによって、ひとり親の子育てへの悩みや不安は大きくなっていきます。

アンケート調査結果によると、養育している子どもの年代は、母子家庭では、小学生が約47%、中学生が約38%、また、就学前が約23%となっています。父子家庭では、高校・高専が85%と母子家庭に比べると、子どもの年齢層は高くなっています。

就学前の子育て家庭は、地域や子育て仲間などとのつながりが薄く、また、祖父母などの支援が少ない場合も多く、孤立して子育てを行っているケースが多いため、何らかの繋がりをつくり、孤立感なく、子育てに困ったときなどにいつでも相談できる環境・体制づくりが必要です。

これは、在宅で子育てしているひとり親に限らず、保育所や幼稚園に子どもを通わせる親についても、子育てと就労を一人で担い、時間的余裕がないことなどから、保育所の親などとも繋がっていないケースもあり、就学前・就学後にかかわらずひとり親に対する子育て支援策、特に、相談体制や繋がりの支援の強化を行う必要があります。

また、母の疾病など18歳未満の子の養育が困難な場合の子育て支援・親支援として、母子で入所できる母子生活支援施設への入所支援などがあります。これら制度にひとり親家庭を繋げるためには、行政が、教育・保育機関や地域などと連携し、情報を得ることで、その家庭に適した支援へと繋げることが重要です。

### (3) 生活の安定を図る支援

ひとり親家庭の生活においては、就労と子育てを一人で担うことが多く、正社員として長時間働くことが困難なことなどから、アンケート結果では、母子家庭では、約42%が、父子家庭の場合でも、約22%がパート・アルバイトなど不安定かつ低賃金な就労形態となっています。

結果として、母子家庭の母の年間総収入は、約58%の方が200万円未満、父子家庭の父においても、同じく200万円未満が約50%となっています。

平成23年度に厚生労働省が行った全国母子世帯等調査においても、児童のいる世帯収入が約660万円に対し、母子家庭では、約290万円、父子家庭では、約460万円となっており、ひとり親家庭が安定した生活を送る上で十分な経済環境にない状況が数字としても顕著に表れています。このことは、ひとり親家庭の子ども達が、高校・大学などへの進学を諦める大きな要因のひとつとなっています。

一方、これらひとり親への経済的な支援として国などが実施している児童扶養手当制度や様々な用途に応じた母子・父子・寡婦福祉資金の貸付などの経済支援は、生活基盤を支える上で大きな役割を担っています。

児童扶養手当は、平成22年8月から父子家庭にも対象が拡大され、母子・父子・寡婦福祉資金は、平成26年10月から父子家庭にも対象が拡大されました。様々な機会を通して制度の周知を行うとともに、適切な制度利用につながるよう、丁寧な相談対応に努めています。

また、医療費助成、就学援助や保育料、学童保育料等の減免などについても継続して実施していきます。特に、経済的理由によって子どもたちが進学をあきらめることのないように各種奨学金制度の周知など、生活安定のための支援や負の連鎖を断ち切るための各種施策を実施しています。

また、ひとり親家庭が経済的に自立し、生活を安定させ、その子どもが健やかに成長するためにも、養育費を受け取ることは非常に重要です。アンケート調査結果でも、母子家庭では、約80%が、父子家庭では、約90%が養育費を受け取っていない状況となっています。平成23年に民法が一部改正(平成24年4月施行)され、協議離婚の際には、「養育費(子の監護に要する費用)の分担」と「面会交流(父または母と子との面会及びその他の交流)」について子どもの利益

を最優先して取り決めることが明記されました。併せて、離婚届にもこれらの取り決めについてチェックする欄が設けられました。しかし、就労収入の厳しい母子家庭においては、約48%のかたが、取り決めをしても養育費を受け取っていない状況です。養育費と面会交流は、子どもの健やかな成長のために大切なものであることから、関係機関・関係団体との連携を一層強化するとともに、養育費についての制度周知に努めます。また、養育費について、困られている方に対しては、市の窓口に加え、厚生労働省の委託を受けて設置されている「養育費相談支援センター」(※)につなげています。

(※)注:「養育費相談支援センター」とは、母子家庭の母親が児童の養育費をその父親から確保できるよう相談等を行う機関です。

#### (4) 就労による自立に向けた支援

一般的に母は、結婚や出産を契機に退職するかたも多く、アンケート調査結果では、ひとり親になる前は就労していないかたが約35%となっています。しかしながら、ひとり親になってからは、収入確保のために働く必要があるため、就労していないかたの割合は、約5%に激減します。

また、先に「生活の安定をはかる支援」でも述べたように、就労経験が少ないことや、子育てと就労の両立に対する負担感から、フルタイムで勤務できないケースも多くあります。ひとり親家庭では、約92%のかたが就業しているにも関わらず、その約59%は正規雇用としてではなく、パート・アルバイト等といった不安定な雇用形態で、就労収入も同様に、約54%かたが総収入200万円以下と低い水準にとどまっています。

これらのことから、就労収入安定のための就労支援と併せて、安心して働くために、安全な子どもの預け先の確保が不可欠であり、保育所や学童保育、障害のある子どもを預けることができる放課後デイサービス等の充実が必要です。

母子及び父子並びに寡婦福祉法では、市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合に、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう特別の配慮をしなければならないと規定され、本市においても、保育所への優先入所等を行っています。

また、平成21年度から、ひとり親家庭等の早期自立を支援するため「自立支援プログラム策定事業」を実施し、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所と連携しながら、各種の就労支援を行っています。

さらに、国制度である就労に結びつきやすい資格の取得や技能習得を支援するための「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金事業」も実施し、平成26年度からは父子家庭も対象となりました。

子育てと生計の維持という二重の負担をひとりで抱えるひとり親家庭にとって、就労収入による生活の安定は欠かせないことから、さらに充実を図る必要があります。

## (5) 情報提供・相談体制の整備

ひとり親家庭等になった直後においては、今後の住まい、就労(求職活動)、子育てとの両立、保育所などの子どもの預け先、離婚に伴う養育費の取り決めなど、解決すべき多くの課題に直面し、また、生活も大きく変化することから、生活再建を図る上でも、親のみならず子どもに対しても様々な情報提供やきめ細かい相談など、各家庭の状況に応じた各種の支援へのつながりが非常に重要であるにもかかわらず、アンケート調査結果においては「困った時の相談相手」として、母子・父子家庭ともに、市をはじめとした公的機関よりも、「家庭・親族」や「友人・知人」が多く、また、相談相手がいないと答えたかたも、母子家庭で約9%、父子家庭で約21%となっています。

様々な課題への対応に加え、親も子どもも精神面でも不安定になることが多くあることから、市をはじめとした公的機関の情報提供・相談体制の在り方について、十分に検証する必要があると考えます。

本市では、母子・父子自立支援員などによるひとり親家庭相談や、DVなど幅広い女性のための相談対応を行っていますが、アンケート調査結果において、父子家庭においては約38%の方が、相談窓口開設時間の拡充を望まれており、本市が行っている土曜日開庁時での相談や電話、メールなどによる初期相談などを周知する必要があります。生活の中で問題に直面したときに、ひとりで悩み、孤立することがないように、身近な場所に様々な相談窓口があるということを広く周知するとともに、関係機関や専門機関等との連携を一層強化し、「適切なつながり」が可能となるよう様々なツールを使っての情報提供を行う必要があります。

また、中学卒業時や高校卒業時には、就労、進学を問わず、丁寧な進路指導をする必要があります。特に、進学を希望するものの経済的な理由により、進学を諦めることのないよう、奨学資金の活用など個に応じた適切な指導・相談が必要です。

## (6) 人権尊重の社会づくり

様々な理由でひとり親家庭となり、多くの不安や悩みを抱えながら、子育てと生計維持に取り組む親等とその子ども一人ひとりが、偏見や差別を受けることなく、自分らしく健やかに、安心して暮らせる環境を整備することは、時代を経ても変わることがない、普遍的な課題です。

ひとり親家庭等が社会を構成する多様な家族形態の一つとして尊重され、親等がそれぞれの個性を活かしながら自立に向けた取り組みができるよう、また、子どもたちが健やかにのびのびと育ち、それぞれの将来に希望を持って暮らしていけるよう、一人ひとりの人権が尊重され、生まれた環境に左右されることなく、自分らしく生きていけるまちをめざし人権行政の推進に努めていく必要があります。